登録実施機関の名称変更の公示

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定に基づき、登録実施機関の名称を下記のとおり変更する旨の届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成 24 年４月 12 日

北海道運輸局長　西川　　健

記

１．届出者の名称　社団法人札幌ハイヤー協会
２．新旧名称
新名称　一般社団法人札幌ハイヤー協会
旧名称　社団法人札幌ハイヤー協会
３．変更年月日　平成24年３月１日

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定に基づき、登録実施機関の名称を下記のとおり変更する旨の届出があったので、同法第32条の規定に基づき、公示する。

平成 24 年４月 12 日

九州運輸局長　玉木　良知

記

１．届出者の名称　社団法人福岡市タクシー協会
２．新旧名称
新名称　一般社団法人福岡市タクシー協会
旧名称　社団法人福岡市タクシー協会
３．変更年月日　平成24年４月１日

国 会 関 係

平成 24 年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について

平成24年度国会議員政策担当秘書資格試験の施行について、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程（平成５年４月28日両院議長協議決定）第９条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 24 年４月 12 日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長
橋本　雅史

１　試験の名称　平成24年度国会議員政策担当秘書資格試験
２　職務内容　国会議員の政策立案・立法活動等をより専門的な立場から補佐するための研究調査、資料の収集分析並びに作成等にあたる職務
３　受験資格
⑴　平成24年９月10日（最終合格者発表）現在において65歳未満の者で、かつ、次のいずれかに該当する者
①　大学（短期大学を除く。）を卒業した者及び平成25年３月までに大学卒業見込みの者
②　国会議員政策担当秘書資格試験委員会が①に掲げる者と同等以上の学力があると認める者
⑵　次のいずれかに該当する者は、国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規程第７条の規定により、受験することができない。
・　日本国籍を有しない者
・　成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
・　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わらない者又は執行を受けることがなくなるまでの者
・　公務員として懲戒免職の処分に処せられ、当該処分の日から２年を経過しない者
４　試験
⑴　第１次試験
①　試験日　平成24年６月30日（土）
②　試験場　東京大学本郷校舎（東京都文京区本郷７－３－１）
③　試験内容
◎　多枝選択式（教養問題）40題
国会議員の政策担当秘書に相応した高度で幅広い内容を有する多枝選択式試験
◎　論文式（総合問題）３題のうち１題は必須、残りの２題中１題を選択
国会議員の政策担当秘書として必要な高度な企画力・分析力・構成力等を見る総合的な論文式試験
⑵　第２次試験
①　試験日　平成24年８月29日（水）
②　試験場　衆議院又は参議院（東京都千代田区永田町１－７－１）
③　試験内容　口述式
５　合格者発表
⑴　第１次試験　平成24年８月21日（火）　受験番号を掲示するとともに、合格者には郵送で通知する。
⑵　最終合格　平成24年９月10日（月）　受験番号及び氏名を掲示するとともに、第２次試験受験者（欠席者を除く。）には郵送で合否を通知する。
⑶　掲示場所等　いずれも参議院第二別館前及び衆議院第二別館前に午前９時30分に掲示して発表する。（参議院ホームページ及び衆議院ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。また、最終合格者については、合格発表日以降の官報に受験番号及び氏名を掲載する。）
６　受験申込用紙の交付
⑴　交付期間　平成24年４月12日（木）から５月15日（火）までとする。
ただし、郵便で請求する場合は、５月11日（金）必着とする。
⑵　入手方法
①　ダウンロードする場合　参議院ホームページ及び衆議院ホームページからダウンロードすることができる。
②　郵便で請求する場合　申込先は、参議院事務局庶務部議員課（〒100―0014 東京都千代田区永田町１－７－１）とする。封筒の表に「政策請求」と朱書し、あて先及び郵便番号を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型２号・Ａ４判が入る大きさ・折り畳み可）を必ず同封すること。
③　直接取りに来る場合　交付場所は、参議院議員面会所受付及び衆議院議員面会所受付（土曜日、日曜日及び祝日等を除く午前９時30分から午後５時15分まで）とする。
７　受験手続
⑴　受験申込受付期間　平成24年５月７日（月）から５月15日（火）までとする。
（受験申込は郵送（特定記録郵便）とする。封筒の表に「政策受験申込」と朱書し、平成24年５月15日までの消印のあるものに限り受け付ける。）
⑵　書類提出先　参議院事務局庶務部議員課
⑶　提出書類　受験申込書、受験票、写真票
（受験資格確認のため、第１次試験合格者は、受験資格を証明する大学又は大学院の卒業又は修了（見込）証明書等及び住民票の写し（いずれも平成24年４月１日以降発行のもの）を第２次試験の際に提出すること。）
８　合格者の採用方法　本試験合格者は、国会議員政策担当秘書資格試験合格者登録簿に登録され、衆議院議員又は参議院議員が、当該登録簿に登録された者の中から採用する。
９　その他　受験手続その他受験に関する問い合わせは、下記までとする。
〒100―0014　東京都千代田区永田町１－７－１
参議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（5521）7485
ホームページアドレス
http://www.sangiin.go.jp/
衆議院事務局庶務部議員課
ＴＥＬ03（3581）5165
ホームページアドレス
http://www.shugiin.go.jp/

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

四月十日（火）
○一般案件
一、国事に関する行為の委任の解除について（決定）（宮内庁）
一、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき国会の承認を求めるの件（決定）（外務・国土交通省）
一、外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて国会の承認を求めるの件（決定）（外務・経済産業省）

公　　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成 24 年４月 12 日　岐阜地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年４月26日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。